

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【公表番号】特表2008-512478(P2008-512478A)

【公表日】平成20年4月24日(2008.4.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-016

【出願番号】特願2007-531327(P2007-531327)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/341 (2006.01)

A 6 1 K 31/365 (2006.01)

A 6 1 P 33/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/341

A 6 1 K 31/365

A 6 1 P 33/00

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月8日(2008.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

製剤の全容積の1mL当たり0.2～1.75mgのイベルメクチンを含む第一活性成分、及び製剤の全容積の1mL当たり50～150mgのジノテフランを含む第二活性成分を含む局所用製剤であって、

(I)ペルメトリン又はフェノトリン、及び(II)ピリプロキシフェン又はメトブレンを含む昆虫成長調整剤をさらに含み、及び

該第一活性成分及び該第二活性成分が該ペルメトリン又はフェノトリンと共に包装されているが、該ペルメトリン又はフェノトリンとの相互作用から離されている、局所用製剤。

【請求項2】

前記活性成分が、顆粒化、封入、ミセル又は封入されたミクロビーズの使用によって離されている、請求項1記載の局所用製剤。

【請求項3】

猫及び犬に対して刺激性でなく、且つ10mLよりも少ない投与量で内部寄生虫及び外部寄生虫を殺すのに有効である、請求項1記載の局所用製剤。

【請求項4】

ヒトを除く動物に請求項1記載の局所用製剤を投与することを含む、該動物における内部寄生虫又は外部寄生虫の侵入を治療するための方法。

【請求項5】

前記動物が猫又は犬である、請求項4記載の方法。

【請求項6】

製剤の全容積の1mL当たり0.2～1.75mgのイベルメクチンを含む第一活性成分、及び製剤の全容積の1mL当たり50～150mgのジノテフランを含む第二活性成分を含む局所用製剤であって、

(I)ペルメトリン又はフェノトリン、及び(II)ピリプロキシフェン又はメトブレンを含

む昆虫成長調整剤をさらに含み、

該イベルメクチン及びジノテフランが第一容器に包装され、該ペルメトリン又はフェノトリンが第二容器に包装され、及び該昆虫成長調整剤が該第一容器又は該第二容器のいずれかに包装され、該第一容器が該第二容器から離れている様式で包装され、該局所用製剤を投与する前に該第二容器との相互作用を防止する、局所用製剤。

**【請求項 7】**

前記第一容器及び第二容器が一緒に包装されているが、少なくとも1つのバリヤーによって離されており、該第一容器と該第二容器の相互作用を防止する、請求項 6 記載の局所用製剤。

**【請求項 8】**

猫及び犬に対して刺激性でなく、且つ10mLよりも少ない投与量で内部寄生虫及び外部寄生虫を殺すのに有効である、請求項 6 記載の局所用製剤。

**【請求項 9】**

ヒトを除く動物に請求項 6 記載の局所用製剤を投与することを含む、該動物における内部寄生虫又は外部寄生虫の侵入を治療するための方法。

**【請求項 10】**

前記動物が猫又は犬である、請求項 9 記載の方法。